

令和2年度 大学等放射線施設協議会 大学等における放射線安全管理研修会
(令和2年9月8日 オンライン開催) 参加記

本年度はオンラインで開催されました。
資料は遺伝子機能解析部門事務室に保管されています。

大学等放射線施設協議会総会

「報告事項」

令和元年度事業報告：総会・理事会の開催、研修会の開催が報告された。放射線安全管理委員会の活動として教育訓練ができない大学に対してアイソトープ総合センター会議の e-learning を案内したこと、放射線測定の信頼性確保の義務化に関するパブコメに対し、本協議会会員の意見を集約し提出したこと、優良放射線事業者表彰制度（森川記念賞）の募集を行ったこと（該当0）が報告されました。出版委員会から、Basic knowledge of radiation and radioisotopes (2019)を同協会 HP に無償公開したことが報告されました。会報発行とメーリングリストによる情報発信を行ったことが報告されました。会員名簿を発行し、連絡網の整備を行ったことが報告されました。

令和元年度会計報告：会計報告と会計監査報告が行われました。

「協議事項」

役員の追加：役員の追加が承認されました。

令和2年度事業計画：総会・理事会・常議員会の開催、研修会の開催が提案されました。委員会等の活動が提案されました。会報の発行、HP での情報提供が提案されました。会員名簿、メーリングリストの整備が提案されました。優良放射線事業者表彰制度（森川記念賞）を継続することが提案されました。以上の事業計画が承認されました。

令和2年度予算案：予算案が示され承認されました。

令和2年度 大学等における放射線安全研修会

依頼講演「放射線障害防止法関係の最近の動向」

目の水晶体の等価線量限度の取り入れについて、5年間の平均で20mSV/年、かつ、いずれの1年においても50mSvを超えないこととする、算出するための実容量として3mm線量当量を法令に位置づけ、これを用いた水晶体の等価線量の算定を可能とする、ことが説明されました。放射性同位元素の盗取又は所在不明、気体状の放射性同位元素等の廃棄で濃度限度又は線量限度を超えたとき、液体状の放射性同位元素等の廃棄で濃度限度又は線量限度を超えたとき、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を10日以内に原子力規制委員会に報告することが説明されました(10日以内になったそうです)。火災時の緊急連絡方法の見直しについて、火災の発生場所が管理区域ではなく、管理区域又は事業所内の線源等への延焼の可能性が無い場合は、状況報告の必要はないことが説明されました。測定の信頼性確保における測定器の校正について説明が行われました。

「学内従事者情報に関する管理体制についてアンケートのお願い」

放射線/エックス線を取り扱うものに対する被ばく管理、健康診断、教育訓練を実施する上で、利用形態が多様化し、施設単位で従事者管理が難しくなっています。また、RI規制法は施設に立ち入る者の管理を要求しているのに対して労安法は組織に所属する者の管理を要求しています。このように管理が複雑化しており、主任者・実務担当者の作業負担増、ヒューマンエラーや情報取りこぼしが懸念されます。そこで今後アンケートを行い、「所属大学における放射線業務従事者情報管理の現状を改めて確認」、「他大学放射線業務従事者情報管理の状況を知り、自施設の管理法方法に取り入れる」、「現状の問題点を抽出し、より効率的な管理体制の構築に役立てるとともに、全国一元管理システムの設計に反映させる」、ことが計画されています。近々アンケートが実施される予定です。

「大学等放射線施設協議会 活動報告」

上述のアンケートを行うことが説明されました。

(中川)